

災害時預貯金口座照会のお申込みにあたって

預金保険機構

災害時預貯金口座照会※をご希望の際は、「災害時預貯金口座照会利用規定」及び以下内容をご確認いただき、ご同意の上お申し込みください。

※預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律ほか関係法令に基づく災害時における預貯金口座に関する情報の提供

◆災害時預貯金口座照会とは

○災害地域に居住していた預貯金者は※¹、預金保険機構に対して※²、指定する金融機関が管理する全ての預貯金口座（マイナンバーに紐づくものに限る）の情報を求めることができます。

○ 預金保険機構は、お申込み時にご提示いただいた情報に基づき、金融機関に照会した結果をお申込みの金融機関の店頭にて通知します（原則当日中）。

※¹災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に当該災害が発生した日において居住していた預貯金者又はその代理人等。

※²預金保険機構は、お申込みの受付事務を金融機関に委託しています。

◆お手続きの流れ

1. お申込み	<p>▶ 金融機関においてお申し込みください。</p> <p>※お取引のない金融機関でもお申し込みできます（預金保険機構の委託先に限ります）。</p> <p>※お申し込みできる期間は、行政庁が定める日までの間となります。</p> <p>▶ 必要書類をご提出ください。</p> <p>※番号確認書類については、下記「お申込みに必要な資料」をご参照の上ご用意ください。</p> <p>※本人確認等の書類は、参考資料をもとに金融機関へお尋ねください。</p> <p>▶ お申込み受付後の取消し・訂正・変更等はできません。</p> <p>▶ 照会手数料はかかりません。</p>
2. 結果通知	<p>▶ お申込みいただいた金融機関の店頭にて、原則当日中に、口頭・書面・電磁的方法により通知します。</p> <p>※通知される口座情報は、金融機関名、支店名、預貯金の種類、口座番号等です（口座の残高は含みません）。また、普通・当座等の預貯金が通知されます。（全ての種類の預貯金が通知されるものではありません）。</p>

◆個人情報の取り扱い

お申込み時に金融機関へご提出いただいた個人情報は、法律等に基づく方法で一定期間保管した後に抹消します。

◆個人番号の利用目的

個人番号の利用目的は以下のとおりです。

1. 金融商品取引に関する法定書類作成事務
2. 生命保険契約等に関する法定書類作成事務
3. 損害保険契約等に関する法定書類作成事務
4. 信託業務または併営業務に関する法定書類作成事務
5. 金地金等取引に関する法定書類作成事務
6. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
7. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
8. 法令により個人番号の記載が必要な法定書類作成事務
9. 預貯金口座付番に関する事務
10. 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
11. 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
12. 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務
13. その他1から12.に関連する事務のため

◆お申込みに必要な資料

1. 災害時預貯金口座照会申込書

誤りや漏れがないようご記入ください。

※情報を調べるために必要な項目に記入漏れがある場合は、受付できません。

※お申込み受付後は、ご記入内容の訂正を行うことができません。

2. 個人番号の確認書類

個人番号の確認書類として、以下いずれか1点をご用意ください。

マイナンバーカード／住民票の写し（個人番号表示を指定したもの）／住民票記載事項証明書（個人番号表示を指定したもの）／通知カード（ただし、他の本人確認ができる運転免許証等の提示があり、氏名、住所及び生年月日が通知カードの記載と一致している場合）

1. 本人確認書類

お申込者（口座名義人）の本人確認書類として、以下（1）もしくは（2）のいずれかをご用意ください。

（1）顔写真付きの公的書類のうちいずれか1点の原本（主なもの）

マイナンバーカード／住民基本台帳カード／運転免許証／運転経歴証明書（2012年4月1日以降交付のもの）／在留カード（有効なもの）・特別永住者証明書（同証明書とみなされる外国人登録証明書を含む）／上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があるもの

（2）顔写真のない公的書類のうちいずれか2点の原本（主なもの）

各種健康保険被保険者証・資格確認書／在留カード・特別永住者証明書等／国民年金手帳（基礎年金番号通知書は対象外）／母子健康手帳 等

※前記（2）確認資料1点と、以下確認資料1点でも確認可能です。

住民票の写し（住民票の記載事項証明書）（注）／戸籍の附票の写し（2022年1月11日以降に発行された出生の年月日の記載のあるもの）（注）／印鑑登録証明書（当該実印をお取引に使用する場合を除く）（注）／国税又は地方税の領収証書（注）／納税証明書（注）／社会保険料の領収証書（注）／公共料金の領収書（注）

（注）本人名義かつ現住居の記載があり、発行日付・領収日付等が6か月以内のものに限ります。

2. 代理人等確認書類

代理人等の方がお申込み手続きをされる場合、お申込者（口座名義人）・代理人等自身の本人確認書類に加え、代理人等としてお申込みの任に当たっていることの確認のため、以下のいずれかをご用意ください。

- ・お申込者の同居の親族又は法定代理人であることを証明する資料
- ・お申込者が作成した委任状その他お申込者のためにお申込みの任に当たっていることを証する書面（お申込者に電話をかけることその他これに類する方法により確認できることでも可）
- ・その他の理由によりお申込者のためにお申込みの任に当たっていることが明らかであること

◆お問合せ先

➤ 災害時口座照会制度及び口座管理法全般に関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間 平日 9:30～20:00 ／ 土日祝 9:30～17:30

以上